

福岡市地域防災計画作成支援業務委託仕様書（案）

1 業務名

福岡市地域防災計画作成支援業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

市民局 防災・危機管理部

4 業務の目的

本業務は、福岡県の示した新たな被害想定や能登半島地震などの大規模災害の教訓、社会情勢の変化などを踏まえ、計画の実効性の向上に向けた地域防災計画の全面的な見直しを実施するにあたり、計画見直し原案の作成に関する業務支援などにより、見直しの内容の充実及び作業の効率化などを目的とするもの。

5 業務内容

(1) 福岡市地域防災計画見直し原案（本編）及び福岡市地域防災計画見直し原案（資料編）の版下作成

- ・本市から提供する福岡市地域防災計画見直し案初稿（本編）及び福岡市地域防災計画見直し案初稿（資料編）をもとに、内容について助言、修正等の作成支援を行うとともに、デザイン・レイアウトを行った版下データを作成すること。
- ・作成支援にあたっては、国や県の関係計画、関係法令等（以下、「関係計画等」という。）との整合性を確保すること。また、関係計画等の修正があった場合は、随時本市と協議のうえ、修正された内容を反映させること。
- ・福岡市地域防災計画見直し原案（資料編）の作成にあたっては、検索性向上のため、福岡市地域防災計画の本編及び資料編を精査し、資料編の各項目について、本編のどの記載事項に基づくものか、又は関連するものかを整理すること。

(2) 福岡市地域防災計画見直し原案概要版の作成

- ・（1）にて作成した福岡市地域防災計画見直し原案を 10 ページ程度でまとめた概要資料を作成すること。
- ・作成にあたっては、優先度の高い情報を整理し、容易に理解・活用できる構成とすること。なお、構成は本市担当者と協議し決定すること。

(3) パブリック・コメントの実施支援（1月頃予定）

福岡市地域防災計画の全面的な見直しに関するパブリック・コメントの実施に関する業務支援を以下のとおり行うこと

- ・市民から提出された意見の受付整理及び電子データ化、重複整理
- ・意見の整理・分類支援
分野別（予防／応急／復旧 等）整理
内容別（趣旨・要望・質問 等）整理
同趣旨意見のとりまとめ など
- ・回答表の形式整理

(4) 見直しの要点整理

令和 8 年福岡市地域防災計画からの見直し内容を市民等に分かりやすく説明することを目的として、改訂前後の違いが明確にわかるよう要点を整理した資料を作成すること。

(5) 追加提案項目の実施

上記 (1) ~ (4) 以外の福岡市地域防災計画支援に関して追加提案を行った項目の実施

(6) その他

上記 (1) ~ (5) 以外に業務実施のために必要な業務は、事業者決定後に福岡市と提案者が協議のうえ決定する。

※ 最新の福岡市地域防災計画は下記 HP にて公表しています。

https://www.city.fukuoka.lg.jp/shimin/keikaku/bousai/bousai-keikaku_2_4_2_2_2_3_2_2_2.html

※ 具体的な委託内容の仕様は、受託者からの提案を踏まえ、本市と受託者で協議の上、契約時に確定します。提案された内容全てにおいて、実施することを確約するものではありません。

6 成果物

「5 業務内容」にて作成する成果物は、下表のとおりとする。

なお、下表に示す規格等は参考値を示しているため、具体的な内容については、本市と協議の上決定するものとする。

成 果 品 名	規 格	形 式	提出時期
【パブリック・コメント用】 福岡市地域防災計画見直し原案（本編）	A4 300ページ 程度	PDF 及び、 Word 又は Excel	10月下旬
【パブリック・コメント用】 見直し要点整理資料	A4又はA3 1～4ページ 程度	電子データ (形式自由)	10月下旬
福岡市地域防災計画見直し原案（本編）	A4 300ページ 程度	PDF 及び、 Word 又は Excel	3月下旬
福岡市地域防災計画見直し原案（資料編）	A4 430ページ 程度	PDF 及び、 Word 又は Excel	3月下旬
福岡市地域防災計画見直し原案概要版	A4 10ページ 程度	PDF 及び、 Word 又は Excel	3月下旬
見直し要点整理資料	A4又はA3 1～4ページ 程度	電子データ (形式自由)	3月下旬

※ PDF は目次検索、文字検索の機能を付加すること。

7 著作権等の取扱い

- (1) 本業務を通じて制作された物（以下「制作物」という。）に係る著作権等は本市に帰属するものとし、本市及び各主要事業における二次利用を可能とする。
- (2) 制作物のうち、第三者が有する著作物等（以下、「既存著作物」）の著作権等は、個々の著作者に帰属する。
- (3) 制作物に既存著作物が含まれる場合は、受託者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。受託者は成果物等について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証し、万一第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は受託者が負うものとする。

8 受託者の責務

(1) 関係法令上の責務

本業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。

(2) 守秘義務

① 基本事項

受託者は、業務上知りえた機密事項等を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）等の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するにあたっては、個人や法人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

② 従事者への周知

受託者は、この契約による業務に従事する者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知り得た機密事項や個人情報等を外部に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報等の保護に関する必要な事項を周知するものとする。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

9 再委託について

- (1) 受託者は、本委託業務全部又は主たる部分を第三者に委託してはならない。
- (2) 受託者は、業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、本市の承諾を得なければならない。
- (3) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。
- (4) 本委託業務等の再委託先である協力会社は、本市の競走競争入札参加停止期間中及び排除措置期間中であってはならない。

10 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、市民局防災・危機管理部計画担当と十分協議・連絡を取りながら業務を遂行すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとする。